

対象国	タイ	
情報名	駐在員事務所など、外国人事業法の免許取得が不要に	
規制種別	-	
施行日	2017年6月9日	
規制番号(新・改正)	商務省令	改正

ニュースレター

タイ商務省が、駐在員事務所など19業種を外国人事業法(注)の規制業種リストから除外する省令を公布、同省令は2017年6月9日より施行されました。

これによって駐在員事務所などで外国人事業法の免許取得が不要になりました。

今回の変更により、駐在員事務所などで、商務省の免許取得にかかる審査の過程がなくなり、設立までに要する時間が短くなると考えられます。

(注)外資比率50%以上の企業に対し、43業種への参入を禁止または規制。

< 商務省令より抜粋・三井住友銀行にて仮訳 >

タイ商務省は、外国人事業法の規制業種リストから以下の事業を除外

1.金融機関事業に係る事業 14業種

- (1) 商業銀行事業
- (2) 外国銀行の駐在員事務所
- (3) イスラム銀行業務
- (4) 銀行代理業
- (5) 顧客からの指示による預金に関する条件が定められている預金業務
- (6) プライベート・レボ取引
- (7) 保険代理業、輸出信用保証
- (8) 金融機関、金融分野の会社、タイ中央銀行、及び政府機関宛の金融サービス事業
- (9) 不動産リース業
- (10) ローン債権の購入・移転
- (11) キャッシュ・マネジメント・サービス
- (12) 顧客に対する事業関連書類の提供事業
- (13) 債権の回収代理業務
- (14) 割賦販売・リース業

2.以下の5業種

- (1) 資産運用業務
- (2) 外国法人の駐在員事務所
- (3) 外国法人の地域統括事務所
- (4) 政府機関との契約の相手方となる事業
- (5) 国有企業の契約の相手方となる事業

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

お問い合わせ先

株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザー一部
企画グループ Tel : 03-6706-5616

